

Q 「機械又は装置」とは、どのような意味か。

A 「機械」はそれ単体で一定の機能を果たすもの、「装置」は複数の機械や器具等から構成されるもの（全体として一定の機能を果たすもの）と解します。

よって、器具又は工具であっても、装置の一部を構成する場合（全体として一の償却資産を構成する場合）には、装置として取り扱うこととなります。

Q 補助対象企業（業種）について、「県北広域における産業競争力の強化や労働力の確保に資する業種として県が認めるもの」とあるが、対象外とされているもの（農林漁業等）以外であればどのような業種でも良いのか。

A どのような業種でも構いません。ただし、応募に当たっては、事前に市町村長の同意を得る必要があります。

市町村においては、当該同意の可否の判断に際し、応募しようとする事業が当該市町村における産業競争力の強化や労働力の確保に資するものであるか否か検討することとなります。

なお、採択された場合、当該採択に係る業種については「県が認めるもの」とみなされます。

Q 「県北広域に工場等を有する中小企業者」が補助対象企業とされているが、いわゆる“みなし大企業”に該当するような場合でも対象となるのか。

A 対象となります。本補助金は、誘致企業・地場企業の別を問わず、産業競争力の強化や労働力の確保に資する設備導入を支援しようとするものであり、誘致企業（大企業）の現地法人等も幅広く対象とするものです。

Q 応募に際し、あらかじめ市町村長の同意を得る（同意書をもらう）必要があるとのことだが、具体的にどのようにすればよいのか。

A 応募しようとする事業の対象となる工場等が所在する市町村に対し、応募同意依頼書（公募要領別添様式4）に応募書類（成案）の写しを添えて提出してください。

同意依頼書の提出に際しては、応募しようとする事業内容について、市町村の担当部署と十分に相談していただくようお願いします。

Q 市町村長の同意が得られなければ、応募ができないのか。

A 市町村長の同意書が添付されていない応募書類については、応募要件を満たさないものとして取り扱うこととなり、審査の対象となりません。

Q 補助対象事業について、「生産性向上」「技術力向上」「新分野・新サービス」「付加価値向上」「サプライチェーン強化」のいずれかに該当するものとされているが、いずれか一つの要件に該当すればよいのか。

A いずれか一つの要件に該当するものであれば対象となります。

複数の要件に該当する場合のほうが採択の可能性は高くなると考えられますが、事業効果が高いものであれば一つの要件でも採択の可能性はあります。

Q 事業計画書の記載に当たって、事業効果（産業競争力の強化における成果）についてなるべく具体的な数値目標を設定するよう努めることとされているが、具体的にどのような数値目標が考えられるか。

A 具体的には、中小企業等経営強化法第12条第1項の規定に基づく事業分野別指針に掲げる経営指標等が考えられますが、決してそれらに限定されるものではありませんし、数値目標の設定を必須とするものではありません。

しかし、数値目標を設定したほうが、事業効果についての説明に具体性が増し、採択の可能性が高くなるものと考えられます。

例えば、次のような数値目標が考えられます。

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| 《生産性向上》 | ・ 付加価値労働生産性（付加価値額／労働投入量）の伸び率 |
| | ・ 物的労働生産性（生産量／労働投入量）の伸び率 |
| | ・ 売上高経常利益率の伸び率 |
| 《技術力向上》 | ・ 加工精度の水準又はその伸び率 |
| | ・ 解析精度の水準又はその伸び率 |
| | ・ 日本工業規格の適合認証取得件数 |
| 《新分野・新サービス》 | ・ 新分野・新サービスに係る売上高、売上数量又は市場シェア |
| | ・ 新商品の上市件数 |
| 《付加価値向上》 | ・ 付加価値額の伸び率 |
| 《サプライチェーン強化》 | ・ 大規模災害発生時における生産停止日数の短縮率 |
| | ・ 製品を構成する部品の総点数の削減率 |
| | ・ 欠品率の短縮率 |
| | ・ リードタイムの短縮率 |
| | ・ 納期遵守率の伸び率 |
| | ・ 在庫数量の削減率 |

Q 最先端又は最新モデルの設備を導入しようとする場合、公募時点における最先端又は最新モデルの設備ということで考えて差し支えないか。

A 公募時点における最先端又は最新モデルの設備として差し支えありません。ただし、採択後において採択時の計画に記載した機種の上位機種等が発売された場合には、認定申請時点において当該上位機種等に変更することについては許容するものとします。

Q 補助対象経費について、いわゆる「少額の減価償却資産」に該当するものは認められないとのことだが、具体的にはどのようなものを言うのか。

- A 次に掲げるとおりですが、最終的には、固定資産台帳等を確認のうえ判断することとなります。
- ・ 取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
 - ・ 取得価額 20 万円未満の資産のうち 3 年間で一括償却したもの
 - ・ 地方税法施行令第 49 条ただし書による、法人税法第 64 条の 2 第 1 項又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産のうち、取得価額が 20 万円未満のもの
- ※ ただし、次に該当する資産は除きます。
- ・ 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
 - ・ 少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

Q 他の事業に流用できるような汎用性の高いものは補助対象外とされているが、市販のアプリケーションソフトウェアは補助対象経費として認められないのか。

- A 原則として補助対象外となるものと考えられますが、事業の内容上不可欠と認められる場合には、「知事が特に必要と認める経費」として補助対象経費として認める場合があります。
- なお、導入する設備に付帯するアプリケーションソフトウェアについては、原則として補助対象経費となります。

Q 雇用要件について、「設備導入に係る事業に伴う新規雇用者（常用雇用者）の数が 3 人以上であり、かつ、設備導入後の常用雇用者の数が 3 人以上増加すること」とあるが、具体的にどのようなことをいうのか。

A 次に掲げる例のとおりです。

〔例〕	認定申請時点 (A)	認定事業実施中（増減） (B)	認定事業 完了予定時点 (A + B)	
対象工場等の雇用者数	20 人	5 人	25 人	
うち常用雇用者数	15 人	3 人	18 人	
うち 新規雇用者数	/	3 人	3 人	
		内訳（年度別新規雇用者数）		
		令和 5 1 人		令和 6 1 人
うちその他雇用者数	5 人	2 人	7 人	

応募時の事業計画書においては、認定申請時点（＝採択後の、認定申請書を提出する時点）の人数を想定して記載する。

新規雇用者数「3 人」で採択を受けた場合、認定事業実施完了時点までに新規雇用者が 3 人おり、かつ、“常用雇用者の総数”が認定申請時点よりも 3 人増加していれば、要件を充足する。

Q 「常用雇用者」とは、必ずしも正社員でなくともよいのか。

A 正社員であることを要件としているものではありませんが、若者等の地元定着に繋がるのが望ましいことから、正社員としての雇用を推奨します。

なお、採択（認定）を受けた企業において、直接雇用することが必須です。派遣社員や外国人技能実習生等は常用雇用者に含まれません。

Q 「常用雇用者」について、“県内居住者であること”が要件とされているが、この事業の対象となる県北広域の市町村に住民登録していなければならないものか。

A 県北広域の市町村に限らず、居住の実態が岩手県内にあれば、必ずしも住民登録をしていなくても問題はありません。ただし、補助金の趣旨からいえば、居住の実態が県北広域の市町村にあることが望ましいと考えられます。

Q 「常用雇用者」について、“雇用期間の定めがないこと”が要件とされているが、雇用契約書等において無期雇用である旨明示されている必要があるか。

A 一定期間を定めて雇用される者であっても、当該雇用期間が反復更新されて事実上無期雇用と同様の状態にあると認められる場合も考えられ、そのような場合には無期雇用とみなすことができる可能性があります。

無期雇用か否かの判断については、各企業の雇用契約書や就業規則などに照らし、総合的な見地から行うこととなります。

Q 「常用雇用者」について、応募時の事業計画書に記載した新規雇用者数を、認定事業完了時点で下回ることは許容されるのか。

A 新規雇用者数については、採択に係る審査の際の重要な判断基準となることから、応募時の計画人数を下回ることはできません。仮に計画人数を下回った場合には、補助金の交付を受けることができません。

また、新規雇用者数（応募時の計画人数）を充足した場合であっても、当該工場等の常用雇用者の総数が3人以上増加していなければ、補助金の交付を受けることができません。

Q 「新規雇用者」について、雇用人数を充足することができたとしても、応募時の計画として記載した内容（応募者に求める能力、資格等）と実際に雇用した者の内容が異なることが考えられるが、この場合は補助金の交付を受けられなくなるのか。

A 企業として採用活動に努めたものの、結果として、応募時の計画に記載した能力、資格等を有しない方を雇用することとなっても、それについては止むを得ないものと考えます。ただし、採用活動に当たっての努力義務を怠ったと判断される場合にあつては、補助要件を満たさないものと判断し、認定を取り消すことも考えられます。

Q 有期雇用の社員を無期転換する場合、補助要件上の新規雇用者としてカウント可能か。

A 認定後において有期雇用の社員を無期転換する場合、原則として新規雇用者としてカウント可能です。ただし、有期雇用の社員が認定日以前の時点において労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第1項の規定に基づく無期転換の申込みをする権利を有している場合には、認定時点において既に事実上無期雇用と同様の状態にあるものとみなし、当該社員の無期転換については新規雇用者としてカウントすることができません。

なお、認定日以後に更新した有期雇用契約により無期転換の申込みをする権利を得た社員については、無期転換により新規雇用者としてカウントすることができます。

Q 新規雇用者（常用雇用者）として雇用した社員について、試用期間中は有期雇用扱いとなるが、この場合についてはどのような取扱いとなるか。

A 常用雇用者となることを前提として雇用したものであることから、当該試用期間を含めて補助要件上の新規雇用者とみなすこととなります。このため、当該試用期間の始期は、認定日以降であることが必要です（認定日以前に試用期間が開始している場合は、新規雇用者としてカウントできません）。

また、交付申請（＝雇用要件充足）時点において、当該新規雇用者の試用期間が終了していなければなりません。

Q 就業規則や雇用契約書等で留意すべき事項はあるか。

A 補助要件上の新規雇用者としてカウントの対象となった常用雇用者について、会社都合により任意に解雇した場合、補助金返還の対象となり得ます。

このため、就業規則において会社都合による任意解雇を可能とする規定がある場合にあっても、雇用契約書等において当該規定についてカウント対象の常用雇用者には適用しない旨を明示する必要があります。

Q 1年以上の有期雇用契約を自動更新するような場合、事実上の常用雇用者とみなし、新規雇用者としてカウントすることは可能か。

A 1年以上の有期雇用契約を自動更新する旨が雇用契約書等において明示されている場合には、雇用期間の定めがないものとみなされ、補助要件上の新規雇用者としてカウントすることは可能です。この場合、自動更新しない場合の理由については、社員の責に帰する理由（勤務態度に問題があった場合等）以外の理由を設定することができません。

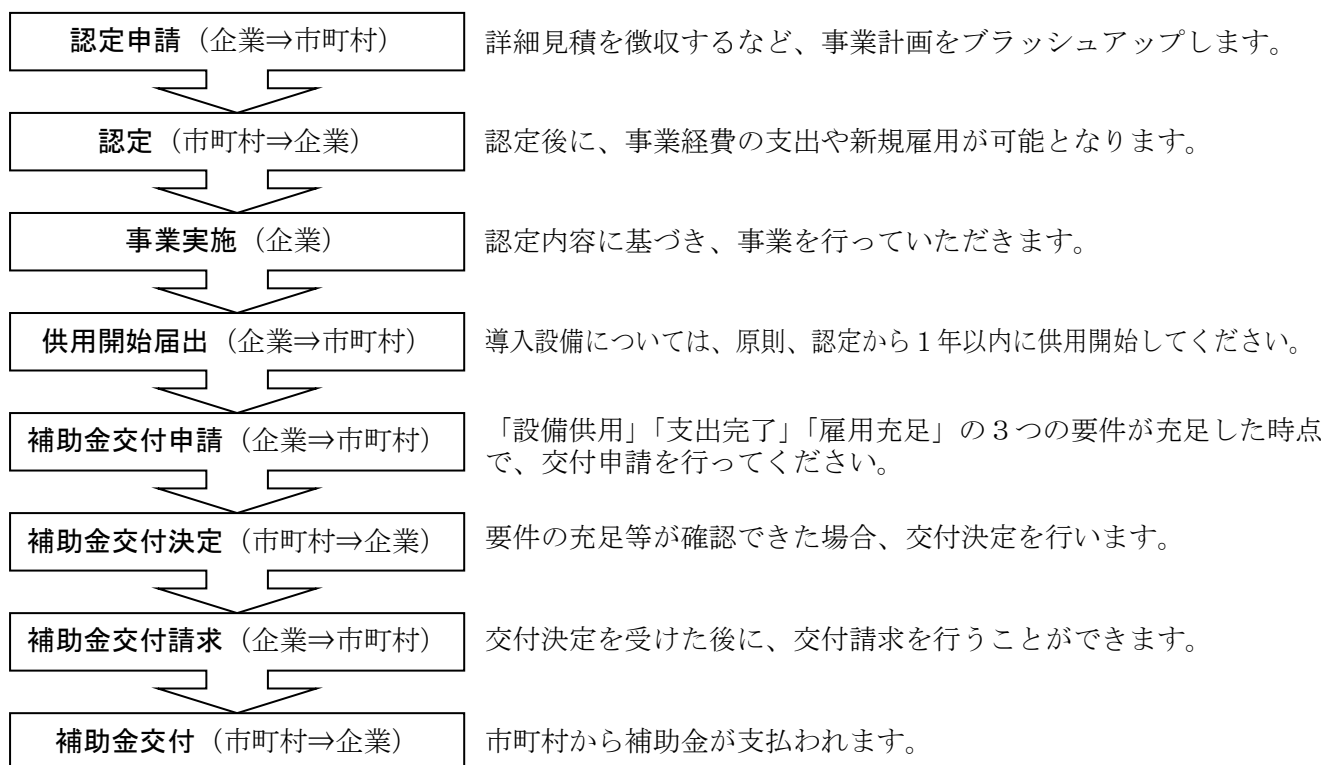
なお、自動更新する旨の文言が「労働契約を更新する場合がある」というような表現となっている場合、会社都合により任意に契約更新しない可能性があるると判断され、常用雇用者としてカウントされないこととなります。

Q 採択を受けた場合、市町村へ認定申請を行うこととされているが、交付申請ではないのか。認定申請は、交付申請とどう違うのか。

A 本補助金は、企業に対して市町村から補助を行うスキームとなっています。（県においては、市町村が当該補助に要する経費に対して補助を行うこととなります）

採択事業については、改めて詳細な見積を徴収するなど事業計画のブラッシュアップを行った上で、市町村に対して認定申請を行っていただきます。交付申請は、「設備供用」「支出完了」「雇用充足」の3つの要件が充足した段階（＝事実上の事業完了段階）で行うことができます。

採択を受けた後の事業の流れは、概ね次に掲げるとおりです。



（スケジュールの詳細については、公募要領を参照してください。）

Q 採択については、誰がどのようにして決定するのか。

A 採択については、県において、産業振興や中小企業振興に精通した者による評価に基づき行うこととしています。

Q 採択を受けたものの、事情により認定申請を行わずに辞退したい場合には、どのような手続を取れば良いのか。

A 辞退する旨の届出書を、県（応募書類の提出先）へ提出してください。

なお、届出書の書式については、県へお問い合わせください。

Q 採択通知書に記載された補助率及び補助額の上限については、そのまま認定時に適用されるものと解してよいか。

A 本補助金は、市町村を通じての交付となることから、市町村によっては最大補助率や補助限度額を上限（補助率3分の1・補助限度額1,000万円）よりも低い水準で設定する場合があります。

このため、県からの採択通知書に記載された採択事業に係る補助率及び補助額の上限が、認定時にそのまま適用されない可能性がありますので、必ず応募前に市町村へお問い合わせください。

Q 本補助金により導入する設備については、原則として認定から1年以内に供用を開始するものとされているが、認定事業の完了期限が令和7年12月までとされている理由は何か。

A 本補助金は、労働力の確保（特に若者等の地元定着）を目的としていることから、高校・大学等の新卒者の採用を考慮し、事業実施期間を2年間程度見込むこととしたものです。

しかし、設備導入については、認定から供用開始まで通常1年程度あれば足りるものと考えられ、また、設備供用の効果を雇用者採用に反映させる必要があることから、認定から1年以内の設備供用開始を原則として求めることとするものです。

なお、導入しようとする設備の特性等により供用開始までに1年以上の期間を要し、1年以内の供用開始が客観的に不可能と認められる場合（例えば、設備を完全オーダーメイドで導入するため、設計・開発に1年以上の期間を要する場合等）においては、この限りではありません。

Q 補助金の前金払は受けられるのか。

A 補助金の前金払はありません。

補助対象経費となる費用の支出については、認定を受けた企業において、自己資金や借入金等により行っていただくこととなります。

Q 国の「ものづくり補助金」など、他の補助金との併用は可能か。

A 補助対象が同じ場合は、ものづくり補助金など、国、県又は市町村が交付する他の補助金との併用はできません。

Q 補助金を受給した後、補助要件上の新規雇用者としてカウントした雇用者が自己都合により退職した場合、補助金を返還しなければならないのか。

A 補助金受給後における雇用者数の減により、直ちに補助金の返還を求めることはありません。

補助金受給後5年間は、新規雇用者が自己都合により退職した場合に、欠員の補充に努めてください。常用雇用者数（総数）についても、補助事業上の雇用計画をなるべく下回ることはないよう、人数の維持に努めてください。

なお、補助金受給後5年以内に、新規雇用者を会社都合により解雇した場合（当該雇用者の責に帰すべき事由により解雇した場合を除きます。）には、補助金の返還を求めることがあります。

Q 応募書類において、添付資料として「見積書の写し等事業費の根拠を証する書類」を添付することとされているが、業者から相見積を徴し、それらを全て添付しなければならないのか。

A 事業計画書（別添様式2）中の「経費明細書」に記載する金額の積算根拠となる書類であれば足りるものであり、カタログの写しやインターネット通販サイトの該当部分を印刷出力したものはもとより、市販の単価資料等を使用して自ら積算したものでも構いません。ただし、導入しようとする設備を選択した理由（解決しようとする課題に照らし、どのような基準で仕様を設定し、当該設備（機種）を選択したか）が明らかな書面構成となっていれば、事業計画の具体性がより増すものと考えられます。

なお、認定申請時においては、予定価格 10 万円以上の契約について、原則として相見積を行っていただくこととなります。

Q 採択された事業については、何らかの形で公表されるのか。

A 採択された事業については、県のホームページ等において、企業名、立地先市町村名及び事業名を公表する予定です。

Q 事前着手（認定日以前の契約等）は可能か。

A 事前着手は一切認めていません。認定日以前に売買契約（仮契約を含む。）を締結し、又は金銭の授受が発生しているなど、契約に係る拘束力が認定日前に発生している場合、当該契約の履行に係る支出経費は補助対象外となります。

また、雇用期間の始期が認定日以前となっている常用雇用者については、補助要件上の新規雇用者としてカウントできません。

Q 建設現場で使用する重機など、事業所から離れた場所での使用が前提となる設備についても補助対象となりうるか。

A 補助対象となり得ます。この場合、導入しようとする設備を所管（供用）する事業所（本社、支社（店）、出張所等）を「対象工場等」とすることになります。